



高松市告示第435号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により
定めた高松農業振興地域整備計画のうち、同条第2項第1号に掲げる事項に係るもの（農用
地利用計画）を変更したので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の
規定に基づき公告します。

また、同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により、当該高松
農業振興地域整備計画を次により縦覧に供します。

令和8年7月30日

高松市長 大 西 秀 人

1 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで（市の休日を除く。）

2 縦覧場所

高松市役所 創造都市推進局産業経済部農林水産課

3 変更新月日

令和8年7月30日